

市の基金の状況をお知らせします

市では、一般の会計とは別に基金を持っています。これは、家庭では預貯金にあたるもので、現在、八潮市ではその用途に分けて12の基金（特別会計分は除く）を持っています。

その主な基金の状況について、広報やしお4月号に引き続き説明します。

問 財政課 ☎ 306

主な基金の状況

財政調整基金

(平成24年度末残高:601,077千円)

年度間の財源の不均衡を調整するため、昭和48年9月3日に設置した基金です。いろいろな経費の財源として使うことができますので、税收減や災害の発生等による不測の事態に対応するときなどのために、ある程度の額を確保しておく必要があります。

ふれあい基金

(平成24年度末残高:8,868千円)

地域における保健福祉活動の振興のための経費の財源を確保するため、平成3年12月27日に設置した基金です。

福祉目的でいただいた寄附金を受け入れ、必要に応じて取り崩し、地域福祉の向上などの目的に使います。

公共施設整備基金

(平成24年度末残高:50,578千円)

公園や道水路など公共施設の整備にかかる経費の財源を確保するため、平成3年3月25日に設置した基金です。

工業振興基金

(平成24年度末残高:2,550千円)

工業の振興を図る事業に要する経費の財源を確保するため、平成20年4月1日に設置した基金です。

民間企業が行うISO認証取得や工業新製品開発などに要する経費の補助金などに使います。

学校建設基金

(平成24年度末残高:200,250千円)

小中学校の学校建設に要する経費の財源を確保するため、平成24年9月24日に設置した基金です。

本市では、鉄道導入に伴う宅地開発により、児童生徒数が増えて大規模化する小中学校がある一方、少子化により児童生徒数が減少して小規模化している小中学校があり、望ましい学校の整備が求められつつあります。学校を整備するには多大な費用が必要になることから、設置したものです。

緑の基金

(平成24年度末残高:1,571千円)

緑化の推進および緑の保全に要する経費の財源を確保するため、平成21年4月1日に設置した基金です。

「緑と花いっぱい運動」の支援のための助成金などに使います。

障がい者支援制度の一部が改正されました

4月1日から、「障害者自立支援法」は、法律の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる「障害者総合支援法」に変わり、サービスの対象者が拡大されました。

難病などの方がサービスの対象に

障がい者手帳をお持ちでない難病の方、障がい福祉サービスの対象となりました。

新たにサービスを受けられるようになった方

国が定める特殊な疾病により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける方で、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病、ハンチントン病などの方が対象です。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

利用できるサービス

- ▼介護給付（居宅介護、短期入所、重度訪問介護など）
- ▼訓練等給付（就労移行支援、就労継続支援など）
- ▼障がい児通所支援および障がい児入所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）
- ▼補装具・日常生活用具（訓練用ベッド、整形靴など）
- ※介護給付の利用には、障がい程度区分の認定が必要です。区分によっては受けられないサービスがあります。

育成医療とは

身体に障がいまたは疾患があつて、放置したことによつて一定の障がいが残ると認められたお子さん（18歳未満）に、手術などの外科的な治療を行うことで、症状が軽くなり、日常生活が容易になると認められる場合に、医療費の一部が給付される制度です。指定医療機関での治療に限られ、事前に申請が必要です。

対象となる障がいの例

- ▼視覚障がい
- ▼聴覚障がい
- ▼言語・そしゃく機能障がい
- ▼肢体不自由
- ▼心臓機能障がい

育成医療の申請先が市役所に

育成医療の申請・決定は、保健所で行っていましたが、4月から、障がい福祉課で行っています。

給付内容

育成医療の認定を受けた場合

- ▼腎臓機能障がい
- ▼肝臓機能障がい
- ▼小腸機能障がい
- ▼ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
- ▼その他の先天性内臓障がい

※詳しくは、指定医療機関の医師にご相談ください。

合は、医療費の自己負担が1割になります。また、別表のとおり、世帯の所得に応じて自己負担に上限額が設けられています。

☎ 医師意見書、印鑑、健康保険証などをお持ちになり、障がい福祉課へ

※必要に応じて所得証明を提出していただくことがあります。

所得区分	自己負担上限額(1カ月)	
	「重度かつ継続」非該当	「重度かつ継続」該当
①生活保護世帯	自己負担なし	
②市町村民税非課税世帯で収入が80万円以下の方	2,500円	
③市町村民税非課税世帯で収入が80万円を超える方	5,000円	
④市町村民税(所得割)3万3,000円未満	5,000円	5,000円
⑤市町村民税(所得割)23万5,000円未満	10,000円	10,000円
⑥市町村民税(所得割)23万5,000円以上	医療保険による対応(公費負担の対象外)	20,000円